

## 島本町新庁舎建設工事に係る制限付き一般競争入札実施要領

島本町新庁舎建設工事に係る制限付き一般競争入札は、下記の内容により実施します。

1	件名	島本町新庁舎建設工事
2	公告の日 (告示日及び告示番号)	令和5年4月3日 島本町告示第30号
3	工期	議会の議決日の翌日から令和8年5月31日まで
4	工事場所	大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
5	予定価格	金 3, 227, 000, 000 円 (税抜き)
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事 電気設備工事 機械設備工事 昇降機設備工事 解体工事 造成工事
8	入札回数	1回
9	入札方式	低入札価格調査制度 (失格基準を設定) ※低入札価格調査基準価格及び失格基準価格は事後公表 ※留意事項等は、別紙「島本町が執行する入札に係る低入札価格調査制度に関する留意事項等」を参照してください
10	落札者の決定方法	(1) 予定価格以下の入札価格のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者としします。 (2) 最低の価格をもって入札した者が複数者ある場合は、くじ引きにより、落札者を決定します。なお、入札者は、くじ引きを辞退できません。 (3) 失格基準価格を下回る入札者は失格としします。 (4) 低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合の落札者の決定については、別紙「島本町が執行する入札に係る低入札価格調査制度に関する留意事項等」を参照してください。
11	入札結果について	落札者の決定後に、件名、入札額、入札参加者、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格等を公表します。なお、入札不調等の場合は、入札額、入札参加者、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格は公表しません。 また、入札参加者に対しては、開札場所で、入札結果を発表します。ただし、入札が保留となった場合は、別途お知らせし

		ます。
12	入札参加資格	<p>本件の入札に参加できる者は、下記の全ての要件に該当する者となります。</p> <p>(1) 令和5・6・7年度島本町建設工事入札参加資格者として登録があり、建築一式工事を希望業種としていること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 島本町建設工事請負業者指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 島本町暴力団排除条例（平成26年条例第8号）第2条第1項第1号から第3号に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。</p> <p>(6) 建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受け、大阪府内に本社（本店）、支店若しくは営業所等を置いていること。</p> <p>(7) 建築一式工事について、建設業法第27条の23の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（※有効な最新のもの）の総合評定値（P点）が1,120点以上であること。</p> <p>(8) 過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間）に、元請業者（共同企業体の実績不可）として、国、地方公共団体又は独立行政法人（※）が発注する同規模以上（実績となる契約金額（税抜き）が本工事の予定価格（税抜き）の90%以上）の建築一式工事の受注実績があり、これらをすべて誠実に履行したものであること。</p> <p>(9) 共同企業体による参加は認めない。</p> <p>(10) 過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間）に、元請業者（共同企業体は代表者）として、国、地方公共団体又は独立行政法人（※）が発注する主たる用途を庁舎（支庁舎、合同庁舎、消防庁舎、警察庁舎、事務所を含む。）とした、延床面積4,000㎡以上（なお、増築工事にあつては、工事を担当した面積とし、複合用途の建物については、庁舎以外の面積は含まない。）の鉄骨造、</p>

		<p>鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事に係る建築一式工事の受注実績があり、これらをすべて誠実に履行したものであること。</p> <p>(11) 当該工事に予定する専任の監理技術者・現場代理人等が適正に配置できること。監理技術者は一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格者であり、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する講習を修了した者を配置できること。</p> <p>※独立行政法人は法人税法別表第一独立行政法人の項の規定</p>
13	入札参加申請の受付期間	<p>告示日から令和5年4月12日まで（消印有効）</p> <p>※書留郵便のみ受付します。</p>
14	入札参加申請に必要な書類	<p>入札参加資格を満たす事業者で、本件の入札に参加を希望される場合は、次の(1)から(6)の書類を入札参加申請の受付期間内に提出してください。なお、<u>提出は、郵送のみ</u>受付します。郵送時は、別紙「制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の郵送方法」を確認のうえ、提出してください。</p> <p>(1) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書</p> <p>(2) 誓約書</p> <p>(3) 配置予定技術者届出書（※要別途添付書類）</p> <p>(4) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書</p> <p>(5) 確認通知及び入札に係る資料を郵送する封筒（角形2号）。</p> <p>※送料の460円分の切手を添付し、返信先の住所、会社名、部課名等を記入したもの。</p> <p>(6) 入札参加資格(8)及び(10)の実績がわかるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写し</li> <li>・コリンズの写し</li> <li>・入札参加資格(10)、延床面積のわかる資料（各階平面図等）</li> </ul>
15	入札参加資格の確認結果	<p>入札参加申請を行った事業者に対して、令和5年4月21日（予定）までに制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵送で送付します。</p> <p>※確認結果通知後に、本件の入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合は、入札に参加できません。</p>
16	設計図書等の配布	<p>確認結果通知書送付時の封筒に同封し、送付します。</p>
17	内容等質問日	<p>確認結果通知の日から令和5年4月28日まで</p>

		質問の提出方法は、確認結果通知の送付時にお知らせします。
18	回 答 方 法 等	令和5年5月12日までに島本町ホームページに掲載します。
19	入 札 書 の 提 出 方 法	<p>入札書の提出は、<u>郵送のみ</u>とします。入札書は、本町指定の様式を使用し、別紙「郵送による入札書の提出方法」に従って、提出してください。なお、入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。</p> <p>なお、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。</p>
20	入 札 書 の 提 出 期 限	<p>令和5年5月19日から令和5年5月22日に発送してください。また、配達指定日を令和5年5月24日に指定した書留郵便による応札のみ受付いたします。</p> <p>上記の期間以外に発送した入札書又は配達指定日以外に届いた入札書は、無効とします。</p>
21	入 札 の 場 所	島本町役場
22	入 札 の 日 時	<p>令和5年5月25日 午後1時30分から</p> <p>入札に参加する事業者は、下記(1)から(5)を入札の場所に持参してください。</p> <p>(1) 確認結果通知書</p> <p>(2) 工事費内訳書</p> <p>(3) 本町に登録の使用印鑑（代理人が立会する場合は、委任状に押印されている代理人の印鑑）</p> <p>(4) 代理人が立会する場合は、委任状（本町に登録の使用印及び代理人の印鑑双方を押印したもの。）</p> <p>(5) 入札保証金納付済書（免除の場合は、入札保証保険証券等）</p> <p>※ 上記の日時に遅れた場合は、失格とします。</p> <p>※ 入札の場所に入場できる者は、2名までとします。</p>
23	入 札 保 証 金	別紙「入札保証金に関する留意事項」を参照し、入札保証金の納付等に関する手続きを行ってください。
24	契 約 保 証 金	<p>落札者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付、又は提供してください。ただし、財務規則第117条各号の規定の適用を受ける場合は、契約保証金の納付を免除する場合があります。</p> <p>なお、契約保証金の納付は、議会の議決日までに納付又は契約を行ってください。その他、契約保証金の納付及び還付等に</p>

		関する手続きについては、工事担当課の指示に従ってください。
25	契約条項を示す場所 及 び 期 間	告示日から入札の日まで、島本町ホームページに掲載します。
26	契 約 書 の 作 成	<p>契約の締結に当たり、本町が指定する契約書への記名押印が必要となります。なお、税込みの予定価格が5,000万円以上の工事請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により議会の議決を得なければならないので、落札者決定後、仮契約を締結し、議会の議決を得られたとき本契約として認められることとなります。</p> <p>※本件の議会の議決は6月下旬を予定。</p>
27	支 払 条 件	請負代金は、検査が完了し、履行の確認後、支払請求書を受理した日から40日以内に支払うものとします。
28	前 払 金	前払金の算出方法は、請負代金価格に40%を乗じて得た金額（1万円未満の端数を切捨て）とし、前払金の支払限度額は、2億円となります。工期が2年度以上にわたる工事に係る前払金の各年度ごとの支払額は、それぞれ各年度ごとの出来高予定額に応じた額となります。
29	部 分 払	<p>《部分払いの回数》</p> <p>令和5年度 1回</p> <p>令和6年度 1回</p> <p>令和7年度 1回</p>
30	書 類 の 提 出 先 等	<p>〒618-8570</p> <p>大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号</p> <p>島本町役場2階 総務部 財政課</p> <p>電 話：075-962-5412</p> <p>FAX：075-962-5156</p>
31	入 札 の 無 効	<p>次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。</p> <p>(1) 入札参加資格を有しない者のした入札</p> <p>(2) 入札要項に記名押印のない者のした入札</p> <p>(3) 委任状を持参しない代理人のした入札</p> <p>(4) 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者（入札保証金の納付を免除された者を除く。）のした入札</p> <p>(5) 入札に際して連合その他の不正行為を行ったと認められる入札</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 予定の日時及び場所に提出しない入札</li> <li>(7) 記名押印を欠く入札</li> <li>(8) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明である入札 (※訂正印を押印した場合でも無効)</li> <li>(9) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭である入札</li> <li>(10) 1人が同時に2通以上の入札書をもって行った入札</li> <li>(11) 予定価格を上回る金額でした入札</li> <li>(12) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札</li> <li>(13) 前各号に掲げるもののほか入札に関する条件に違反した入札</li> </ul>
32	その他注意事項	<p>入札参加事業者は、上記に掲げるもののほか、下記の事項に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) その他、本件入札に参加する場合は、告示、入札実施要領、設計図書等、島本町財務規則及び島本町競争入札心得を熟覧のうえ、入札に参加してください。</li> <li>(2) 入札及び契約に係る費用については、申請者及び落札者の負担となります。</li> <li>(3) 本工事の実施にあたっては、紛争が生じないように、関係住民に十分説明し、理解を得られるように努めるとともに、紛争が生じた場合は、請負者の責任において対処してください。また、事故発生を招かないよう、その防止措置に留意してください。</li> <li>(4) 工事の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。</li> <li>(5) 不正の入札の行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施困難な事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。</li> <li>(6) 本件、配布する入札に関する資料について、工事施工数量のわかる内訳書等の配布はいたしません。</li> <li>(7) 現場説明会は行わない。ただし、一般利用者の立ち入る範囲内において、確認することについては差し支えありません。</li> </ul>